



# チリリン・タイム 指導者解説



指導を受ける対象者の年齢、理解度などに  
応じた内容でご指導をお願いします。

## ○今月の指導内容

「普通自転車は**年齢や標識・標示等で指定されている**場合に限り、歩道を通ることができる。」

## ○目標

歩道での通行ルールを理解させる。

## ○指導過程

段階	流れ	指導上の留意点
導入	質問	普段、自分が自転車に乗っている時、歩道と車道を意識して走っているか1～2人に質問する。
展開	自転車乗車時の心得	自転車は車の仲間であり、原則として車道を通行しなければならないが、例外として標識や標示がある場合や年齢等によって歩道を通行できる場合があること、歩道を通行するときは歩行者優先であることを理解させる。
まとめ		自転車の歩道通行は例外で、歩行者優先であり、歩道を通行するときは必ず徐行義務と一時停止義務があることを指導する。

## ○指導内容・指導上の留意点

指導目標	指導対象	指導内容
自転車 は車両 である ことを 理解さ せる	小学生	<p>【歩道を通行できる場合】</p> <p>① 自転車通行可の標識や標示により、普通自転車が歩道を通行できるとき</p> <p>② 歩道通行可を示す標識がなくても</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通自転車の運転者が、13歳未満の子ども、70歳以上のお年寄り、からだが不自由な人であるとき</li> <li>・道路工事や連続した駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや、車の通行量が非常に多く、かつ、車道の幅が狭いなどのため、追越し車両との接触の危険があるときなど、普通自転車の安全のために歩道を通行することがやむを得ないとき。</li> </ul> <p>(ただし、歩道を通行できる場合でも、警察官や交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければなりません。)</p> <p>*①と②とも、道路の左右両方に歩道がある場合、どちらの歩道を通行してもかまいませんが、そのときも歩行者優先ということを理解させる。</p>
	中学生・高校生	<p>【自転車で歩道を通行する場合】</p> <p>① 自転車が通行するべき部分が道路標示で示されているときはその部分(＝普通自転車通行指定部分)を通行する。</p> <p>② 道路標示がないときは、歩道の中央から車道よりの部分を通行する。</p> <p>*①・②とも左側通行の義務はありません。</p> <p>しかし、自転車同士がすれ違うときは相手を右に見てすれ違いましょう。</p> <p>③ 歩道ではすぐに止まれるような速度(＝徐行)で進行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなるときは一時停止をする。</p> <p>*歩道を通行できるときでも、<b>歩行者優先</b>です。歩行者の通行を妨げ、または歩行者の安全をそこなうおそれがあるときは、歩道では自転車から降りて押して歩くようにしましょう。 (このくらいは大丈夫だろうと、自分の判断ではなく、歩行者がいるときは、降りて押して歩くように指導をお願いします。)</p> <p>歩道での歩行者妨害等は、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の1つです。</p> <p>歩道での車道寄りの部分や通行指定部分を徐行しなかったり(歩行者がいなくて除く)、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為が当てはまります。* <b>普通自転車の歩道通行違反</b></p>

